

# 太樹法律事務所

URL : daijulaw.jp/ Email : yoshiki@daijulaw.jp

〒104-0031 東京都中央区京橋3-12-4 マオビル10階 TEL : 03-3562-7117(代表) / FAX : 03-3562-7118



2014年10月に、中央区内の新築ビル最上階にオフィスを移転。真新しいエントランスが多くのクライアントを迎える

## 競争法・流通法のエキスパート

独禁法、景表法、下請法等の競争法ならびに、フランチャイズおよび通信販売関連ビジネスに特化したリーガルサービスを専門に手がける太樹法律事務所。代表の高橋善樹弁護士は、同分野におけるエキスパートだ。

太樹法律事務所が設立されたのは2011年。高橋弁護士は、流通・独占禁止法の第一人者であった故・川越憲治弁護士の法律事務所でその法理論と訴訟対応を徹底的に学んだ。19年間勤め上げた川越法律事務所でも、高橋弁護士は早くからその才能を見出され、公正取引委員会の審判、審決取消訴訟等の訴訟対応の最前線に立つように。なかでもフランチャイズならびに通信販売など流通分野での実績が評価され、大手メーカーやフランチャイズ本部、通販事業者、業界団体など、多岐にわたる顧問先を得た。

公益社団法人日本通信販売協会および一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会では顧問を務め、そのほか業界団体でも理事などの要職を歴任。経済産業省など行政機関の法運用に関わるガイドライン作成に向けた、ワーキンググループなどにも関与している。

「目指すところは企業における真のコンプライアンスの実現です。それは、企業単独で取り組んでもあまり意味はないのです。行政や業界団体を含めた業界全体で取り組むことにより本当の価値と効果が生まれるのです」。

## 企業・業界・行政への取組み

高橋弁護士は、企業・業界・行政へ、それぞれどのような働きかけを行っているのか。まず企業へは、日常の法務対応にとどまらず、その会社のビジネス戦略に





オフィスは、都営地下鉄・浅草線「宝町駅」徒歩1分、東京メトロ・銀座線「京橋駅」徒歩4分、JR京葉線／東京メトロ・日比谷線「八丁堀駅」徒歩7分、JR「東京駅」からも徒歩9分とアクセス良好

対する法的アドバイスに時間を割く。なぜなら、そこに最もリスクが存在するからだという。

「同時に業界に対しても働きかけなければなりません。カルテルひとつをとっても業界としてのルール化や意識付けがなければ効果は薄い。受発注の立場を超えて目線を合わせる必要がある下請法もいい例ではないでしょうか。」

業界団体を通じた啓蒙を行うことは、くまなく情報を届けるという意味でも効果的だ。

さらに行政への対応としては、規制のあり方が企業にとって適正であるかどうかを監視する必要性を訴える。立法過程においてもきちんと意見を述べ、実態に即した規制のあり方が実現されるよう、行政とともに考えていく姿勢が重要だ。

「行政は、悪質な事業者を排除するために規制をかけるわけですが、そのさじ加減によっては優良な事業者にも多大な負担がかかってしまう場合がある。このように規制の網に偏りがなく、現場と業界を熟知した立場として、立法側への積極的な意見表明も行っています」。

## 景品表示法改正について

相次ぐ食品虚偽表示問題を踏まえ、2014年に2つの



## 高橋善樹 弁護士

Yoshiaki Takahashi

93年弁護士登録、98年弁理士登録、川越法律事務所にて約19年にわたり流通・独占禁止法分野の実務に携わった後、11年太樹法律事務所設立。経済産業省「金型図面問題検討委員会」「中小企業における独占禁止法コンプライアンスに関する研究会」委員、中小企業庁「下請取引適正化推進会議」の取引慣行ワーキンググループ委員、「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」作成・改訂委員等を歴任。平成23年～25年経済法司法試験委員。公益社団法人日本通信販売協会顧問、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会顧問、一般社団法人日本リネンサプライ協会顧問、日本ダイレクトマーケティング学会理事、競争法フォーラム理事等。

景品表示法の改正がなされた。まず12月1日施行の改正について、高橋弁護士は2つの注意点を指摘する。表示等の適正な管理のために、事業者に必要な体制整備その他必要な措置を講じる義務が課せられる。

消費者向けの表示を行う事業者は、表示の管理体制について不十分な場合や必要な措置を講じていない場合には、指導、助言、勧告（勧告に従わないときは公表）を受ける。これにより、事業者は、不当表示について無過失の結果責任だけでなく、表示管理体制を整備するという行為責任を問われることになったのだ。

第2のポイントは、執行体制の強化。消費者庁だけでは膨大な広告表示に対応できないことから、その他の機関（都道府県）への権限（措置命令）委譲と情報共有が規定された。これにより、広告表示の頒布の規模が大きい大企業だけでなく、これまで見逃されがちであった中小企業についてもより不当表示摘発のリスクが増大したことになる。

## 課徴金制度の導入による マーケットへの影響と問題点

課徴金制度導入の改正（平成26年11月19日成立、1年半以内に施行）は、種々の議論の末、以下のような



Customer's Voice ①

## 会員企業のコンプライアンス意識向上に寄与

高橋弁護士は、フランチャイズビジネスに関する法律問題に詳しく、加えて、独占禁止法・景品表示法、下請法、特定商取引法等々にも精通しておられます。高橋弁護士には2012年から当協会の顧問をお願いし、毎月開催している法務問題研究会やフランチャイズ法理論の勉強会などなどの講師も積極的に引き受けていただいております。とりわけフランチャイズ法理論勉強会は会員社の法務担当者にとっては基礎から学べる講座として大変有意義と好評です。高橋弁護士に薫陶を受けた方が会員社に育っていけばフランチャイズ産業全体の質の向上に寄与するものと確信しております。



一般社団法人  
日本フランチャイズチェーン協会  
専務理事  
**伊藤廣幸氏**

内容となった。無過失責任の不当表示について、課徴金は過失を要するとされた。課徴金の算定率は3%。対象期間は違反行為により一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められなくなる日から遡って3年間を上限。課徴金の金額が150万円未満の場合には課徴金を賦課しないこととされ、不当表示による商品又は役務の売上額が5000万円未満の場合は、課徴金が賦課されない。違反行為について自主申告した事業者に対して、課徴金額の2分の1を減額。不当表示によって消費者に生じた被害の回復を促進するために、違反行為者が適正な返金を計画に基づいて実施し、それを報告した場合に課徴金額から減額するなどの手続が規定された。問題点と対応のポイントを挙げてもらう。

「特に流通業者は、商品の原材料、原産国、品質などをチェックする機能を持たず、かつ、膨大な取扱品全てをチェックすることは物理的にも困難です。また、流通業者にとって3%の課徴金というのは、ビジネスを進めるのが困難になる数字。結果として『表示を控え



執務室は仕切りを作らず開放的。常に多数の案件処理に追われるため、ゆったりとしたオープンなスペースにこだわったという



清潔感と機能性にこだわったシンプルな内装。カラーリングには、クライアントの気持を落ち着かせ、議論に集中しやすくする工夫も

よう』という、マーケットへの萎縮効果が危惧されま  
す。不当表示予防と過失認定との関連において、表示  
管理体制の整備と運用が重要な鍵となります」。

## 独禁法改正の企業への影響

従来、独占禁止法における排除措置命令などについては、第一審では公正取引委員会による審判が行われていたが、今後、公取委は、自らの行政処分について、他の行政事件と同様に当事者として、裁判所の判断を受けることとなる。この法改正を受け、従来の独禁法の執行免除規定が廃止されたことにより、排除措置命令の執行停止を求めることが困難な状況に置かれた。企業は、この点を十分に認識する必要がある。

現在の行政事件の規定による執行停止は独禁法の執行免除に比べて格段に困難であり、執行停止ができれば、排除措置命令に従い措置を実施しながら、裁判所では行政処分を争うという事態が生じる可能性がある。しかしこれでは係争中の数年間、独禁法違反を



## Customer's Voice ②

## 頼もしい顧問弁護士

当協会が誕生した1983年当時、通信販売業界はほぼ毎年、売上が二桁の伸びを示すほどの勢いでした。一方で、一部の悪質な業者が消費者トラブルを起こしたため、業界に対する法規制が厳しくなる一方でした。ところが当時、業界を規制する法律に詳しい弁護士は少なく、第一人者であった川越憲治弁護士の後を継がれたのが高橋弁護士でした。

高橋弁護士は豊富な知識と経験をお持ちです。実務に裏打ちされた的確なアドバイスがいただけます。通販業界はインターネットの出現によって大きく変化し、悪質な業者が横行する余地が大きいともいわれるため、行政からの規制が今また厳しくなる傾向にあります。そうした中であって、高橋弁護士が、法的側面から業界を支えていただけていることを、大変頼もしく思っております。



公益社団法人  
日本通信販売協会  
常務理事・事務局長  
**万場 徹 氏**

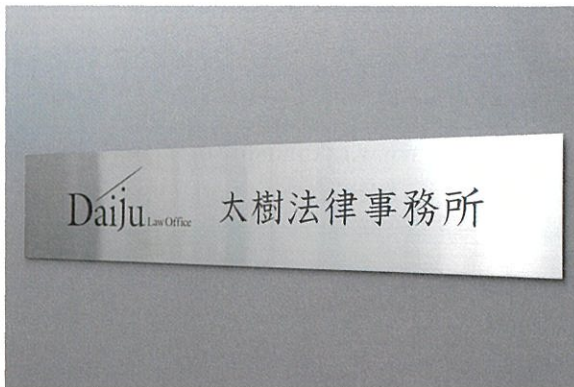
行ったという印象を世間に与えてしまい、訴訟で勝つたとしても、遅きに失するということになりかねない。

「今まで以上にコンプライアンスの整備に注力する必要がある」と注意を促す。

## 新ビジネスのリスク回避と法整備

実店舗、ネットショップ、そのほかあらゆる販売・流通チャネルを統合し、ユーザーにとって利便性の高い購入環境を実現しようとする動きが近年目立つ。既に流通大手が取組みを始めた同スキームは「オムニチャネル」と呼ばれ、今後は店舗業者だけでなく、通販事業者においても、ビジネスの効率化や新たな需要開拓に向けた試みが急務とされる。

高橋弁護士は日本ダイレクトマーケティング学会の理事兼法務研究部会長として、オムニチャネルの研



「企業のコンプライアンスの実現」「立法、行政への働きかけ」「学術研究と実務の両立」「経営に関するアドバイス」を4大方針として掲げる同事務所。太い幹に茂る法務支援の多くの枝葉が、企業リスクの大きな守りとなっている

究に注力してきた一面も持ち、同スキームにおける法的な体制整備にも意欲を見せる。

「ニュービジネスに着手する際には、従来の規制だけでなく、新たに策定が予測される規制にも注意する必要があります。つまり、経営判断における法務のウエイトが、同分野では特に高いと言えるのです」。

費用、時間、さらには企業ブランドを著しく失いかねない事態に陥る前に、本物の体制整備に向けた動きが必要だ。早急な対応が求められる新たな規制が進むこの分野において、第一人者である高橋弁護士のバリューはますます高まっている。

## Data

## 【所属弁護士等】

弁護士1名(2014年12月1日現在)

## 【沿革】

流通独占禁止法の第一人者であった故川越憲治弁護士の事務所にて19年余独占禁止法審査、審判、審決取消訴訟事件、景品表示法審査事件、下請法審査事件の他、フランチャイズ、通信販売等流通分野の相談業務に従事した後、2011年9月太樹法律事務所設立

## 【過去の主要案件】

■独占禁止法審査・審判事件 ■審決取消訴訟 ■独占禁止法25条訴訟 ■独占法24条差止請求訴訟 ■景品表示法審査事件 ■下請法調査対応等

## 【主な著作・論文】

## ■著作

『現代裁判法体系 独占禁止法』(新日本法規出版、川越憲治編、「共同の取引拒絶、単独の取引拒絶、優越的地位の濫用」、1998年)、『実務経済法講義』(民事法研究会、川越憲治編、「審査・審判および審決取消訴訟の訴えの手続」、2005年)、『新しい独占禁止法と金融実務』(金融財政事情研究会、川越憲治・志田至朗・山田務編、「Q&A」、2007年)、『消費者団体訴訟制度のしくみと企業の対応実務』(日本法令、高橋善樹著、2009年)、『論点体系独占禁止法』(第一法規、白石忠志・多田敏明編、「課徴金納付命令等」、2014年)